

令和8年度広島県広域捕獲活動支援事業捕獲実施業務仕様書

1 業務の目的

広島県（以下「甲」という。）は、野生鳥獣による農業被害防止対策として、「環境改善」、「侵入防止」及び「加害個体の捕獲」の総合的な取組を推進しており、そのうち「加害個体の捕獲」については、「有害捕獲ガイドライン（令和8年3月）（以下「捕獲ガイドライン」という。）を策定し、市町による取組を支援している。

甲は、市町が行う有害捕獲活動だけでは、広域的に分布・移動するイノシシ及びニホンジカ（以下「シカ」という。）の十分な被害低減が難しいことから、市町境等の山中に潜み、農地等に出没して農作物に加害する個体を対象とした捕獲活動の実施を通じて、農業被害の低減と捕獲従事者の人材育成を図ることとしている。

本業務では、甲が別途発注する「令和8年度広島県広域捕獲活動支援事業監理等業務」（以下、「監理業務」という。）の受託者（以下「丙」という。）と連携を密にし、安全かつ効率的な捕獲活動の実施と捕獲業務従事者の人材育成への協力を行う。

2 捕獲活動を実施する区域

(1) 実施する市町

本業務では、北広島町（以下「町」という。）で捕獲活動を実施する。

(2) 実施する区域

図1の設定イメージを参考に、候補地域（これまで捕獲活動を実施しても被害が減少しない地域や有害捕獲が実施されていない地域等）にイノシシ及びシカの高密度地区を選定し、安全かつ効率的に活動可能な概ね500m四方の実施区域を設定する。

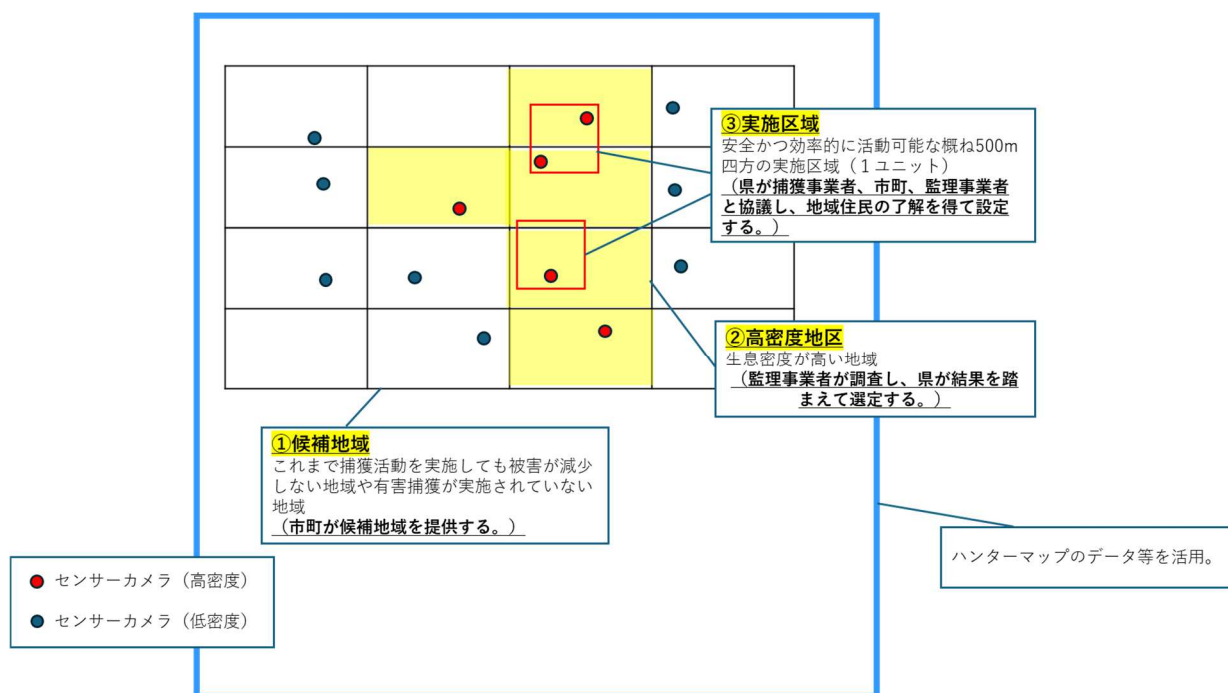


図1 実施地区および実施区域（ユニット）の設定イメージ

3 一般事項

受託者（以下「乙」という。）は、図2の体制のもと、甲が行う関係者等との協議等に協力するとともに、丙と連携して業務を実施し、業務成果の品質向上に努めるものとする。

捕獲活動実施に当たっては、町や地権者等関係者との調整や、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく捕獲許可申請、その他法令上必要な手続き等は、原則として乙が行うこととする。

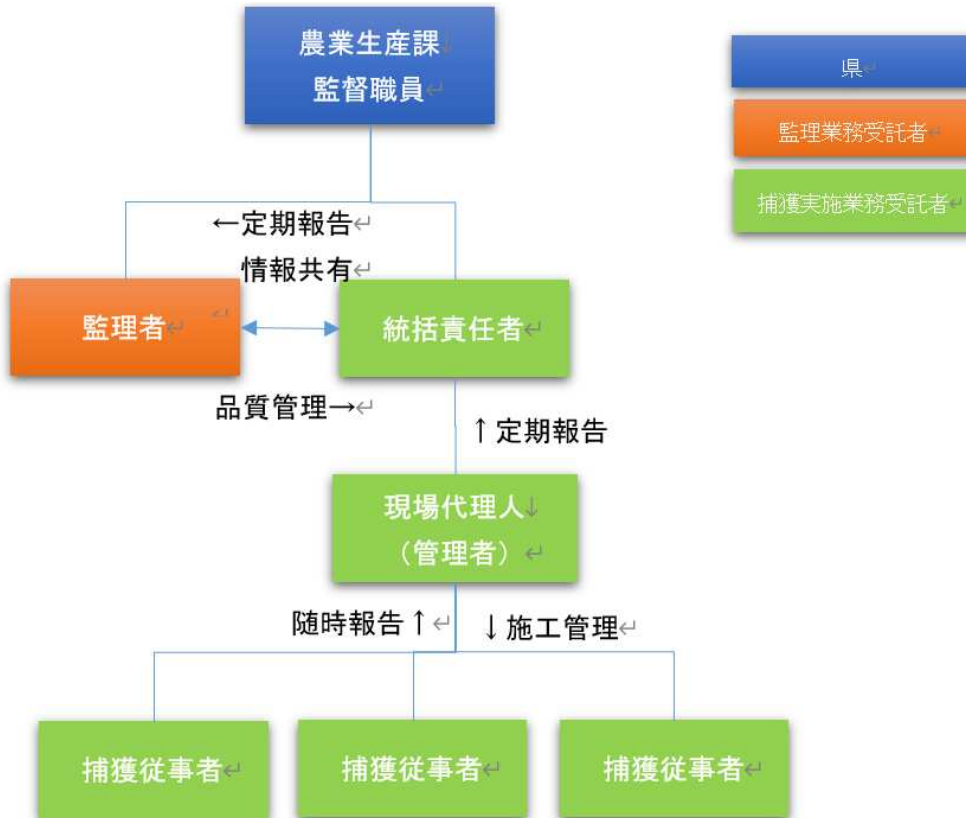


図2 広域捕獲活動支援事業の実施体制

4 事業管理統括責任者及び現場代理人等の設置

(1) 乙は、事業全体を管理する「事業管理統括責任者」（以下「統括責任者」という。）を設置し、甲と丙へ報告すること。

統括責任者は、丙が設置する「監理者」と密に連携を図りながら、捕獲活動が円滑に実施できるよう業務を進めることとし、(2)の現場代理人に必要な指示等を行うこと。

(2) 乙は、実施区域ごとに「現場代理人」を設置して甲と丙に報告すること。

現場代理人は、統括責任者からの指示を遵守し、捕獲現場の安全管理やスケジュール管理、地域住民との協議や調整、捕獲業務従事者の管理監督及び指示のほか、捕獲業務従事者からの報告を踏まえて必要に応じて統括責任者と協議すること。

また現場代理人は、丙が作成する工程表及び捕獲計画書からの進捗の遅れや差異が発生した場合は適切な調整を行うなど、速やかに対応すること。

(3) 統括責任者及び現場代理人は、本仕様書に記載されている内容を踏まえし、忠実に業務を

遂行すること。

5 業務内容

乙は、本業務の趣旨と捕獲ガイドラインの内容を理解した上で、別表の業務を行うこと。

6 契約変更

乙は、次に掲げる場合において、実際に作業が発生しなかった経費（間接経費も含む）等を精査し、甲と乙で協議の上、契約の変更を行うものとする。

- (1) 捕獲活動の期間及び作業日数に変更が生じた場合。
- (2) 捕獲目標頭数に達しなかった場合。
- (3) その他契約金額を変更する必要があるが生じた場合。

7 事業実施期間

契約の日から、令和8年12月25日までとする。

8 協議・打合せ

乙は、着手時及び完了前に甲及び丙と打合せするとともに、甲及び丙の監理者の指示に応じて適宜、打ち合わせを行う。

乙は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに甲及び丙と協議・調整を行うこと。

本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

9 報告及び提出物

(1) 月例報告

乙は、様式第1号により毎月の業務の実施状況について、翌月の15日までに甲及び丙に報告するものとする。

(2) 報告書

業務が完了したときは、速やかに業務の結果を取りまとめ、以下のものを委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けること。業務報告書は1部と電子データで提出することとし、以下について併せて提出すること。

- ・捕獲活動期間の毎月の業務の実施状況（様式第1号）
- ・わなの稼働状況（様式第2号）
- ・作業日報（様式第3号）
- ・別表業務一覧の3（1）の⑪の捕獲確認書類
- ・別表業務一覧の3の④～⑭における領収書、支払金額が確認できる証拠書類

10 その他

業務の実施にあたっては、「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産基盤強化本部決定）において示された「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号）第二の2の③の「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施すること。

業務で乙が購入する機材は甲の財産として、業務実施中は甲が乙に貸与するものとし、業務完了後は甲に返還すること。

その他、関係する法令等を遵守すること。

別表 業務一覧

作業項目	作業内容
1 実施体制の整備	<p>乙は、甲、丙と打ち合せた上で、実施体制の整備を行うものとする。整備に当たっての留意点は以下のとおりである。</p> <p>①工程表の作成に対する協力</p> <p>乙は、丙が実施する事業全体の進め方を示した工程表及び捕獲計画書の作成に対して必要な協力を行うものとする。</p> <p>②捕獲体制の整備</p> <p>乙は、本事業の仕様に沿った活動を理解し、遂行できる捕獲従事者を確保して、適切な捕獲体制を構築するものとする。</p> <p>なお、今後の捕獲従事者の育成の観点から、若年層（50歳以下）の捕獲業務従事者を積極的に確保するものとする。</p> <p>また、捕獲活動を実施するまでに捕獲許可申請書又は捕獲許可書の写しを提出すること。</p> <p>※ 安全かつ円滑な捕獲活動を実施する観点から、実施区域ごとに毎日2人1組で見回ることや捕獲個体の処理を行うための捕獲業務従事者を確保しておくこと。</p> <p>※ 本業務に必要な打ち合わせとして、1人日を想定している。</p>
2 人材育成活動	<p>乙は、捕獲業務従事者に対して、丙が実施区域ごとに実施する「捕獲業務従事者向け研修」（3時間程度の講習）について、本業務に従事する捕獲業務従事者全員を参加させるものとする。</p> <p>また、丙が実施する講習の実施にあたり、運営等について協力するとともに、統括責任者は研修に同席すること。</p> <p>なお、研修では、次の内容について講義等を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨及び捕獲計画書の内容について ・誘引及び捕獲方法 ・捕獲時の記録方法 ・安全確保、法令順守 等 <p>※ 本作業項目は、研修ごとに参加者（統括責任者1名と捕獲業務従事者6名）の旅費のみ計上している。</p>
3 捕獲活動等	<p>（1）捕獲活動</p> <p>乙は、丙が作成する捕獲計画書に沿って、誘引作業、わなによる捕獲、止め刺し、個体処理からなる捕獲活動（以下「捕獲活動」という。）を実施するものとする。捕獲に際しては安全確保を万全にするとともに、捕獲効率を最大化するための工夫をすること。</p> <p>捕獲を実施する上で必要な安全対策が取られ、法令を遵守して業務が実施できる実施体制を確保すること。</p>

作業に当たっての留意点、数量は以下のとおりである。

①捕獲計画書の作成への協力

乙は、丙が実施する捕獲計画書の取りまとめにあたり、捕獲活動の実施体制、実施区域、実施時期、手法、モニタリング調査等の実施内容について必要な情報提供を行うなど、協力するものとする。

②捕獲実施区域の設定

町において、丙が実施する生息状況調査により選定したイノシシ及びシカの高密度地区において、甲、丙及び町と協議の上で、捕獲実施区域を設定する。

捕獲実施区域は、概ね 500m 四方の範囲を 1 ユニットとし、1 ユニットのを設定する。

③捕獲期間及び時期

令和 8 年 9 月（契約日以降）～令和 8 年 10 月末の間に実施するものとする。なお、1 ユニットあたりの捕獲活動は、概ね 30 日間とし、詳細な捕獲時期は、甲及び丙と協議の上、決定するものとする。

④捕獲手法

捕獲は、シカについてはくくりわなにより、イノシシについては箱わなにより、捕獲することを想定しており、1 ユニットあたり 20 基以上（うち箱わなはイノシシの生息密度や被害状況を勘案して 1 基以内）で設置するものとする。

捕獲効率を向上させるため、原則として 1 ユニットあたり 15 日間の餌による誘引期間を設け、その後 15 日間のわな架設による捕獲活動を実施すること。

誘引餌は、シカについては錯誤捕獲のリスクを低減する観点から、ヘイキューブを使用し、イノシシについては圧ペントウモロコシ及び米ぬかを使用することとする。なお、イノシシ及びシカ以外の鳥獣類が誘引されている状況があれば、直ちに誘引及び捕獲を中止すること。

なお、わな（既製品のみ）及び誘引餌は、乙が調達すること。詳細は甲及び丙と協議の上、決定する。

⑤実施体制

誘引餌の設置、わなの見回り及び捕獲作業は、安全面から原則として 2 名 1 組で実施することとし、不必要な人数分の日当は対象外とする（捕獲作業等で 3 名以上での対応が必要な場合は、現場代理人が統括責任者及び監理者と協議を行う）。

⑥捕獲結果の取りまとめ

統括責任者は、捕獲業務従事者が捕獲確認アプリ（以下「アプリ」という。）へ入力を行った捕獲結果を確認、整理して甲及び丙へ報告すること。なお捕獲結果の確認の際に、捕獲個体のデータが鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における捕獲確認マニュアル（令和7年4月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課）及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施確認ガイドライン（広島県農林水産局農業生産課）に定められた確認方法に適合するかどうかを確認すること。適合しない場合は、適切に修正等を行うよう現場代理人に指示すること。

捕獲個体の確認に使用するアプリについては、「ラクログ」（株式会社 TMT グループ）を使用するものとする。

なお、アプリは、乙が調達するものとし、アプリの料金プランは別添のプレミアムプラン（保守サポート・サーバー料は計上不要）によるものとする。

⑦事前現地踏査

捕獲活動の1～2週間前までに現地踏査を実施し、地形やイノシシ及びシカの痕跡に応じ、安全を確保できる捕獲場所の最終選定を行うものとする。

なお、現地踏査を踏まえて、必要に応じて甲及び丙と捕獲計画書の改定協議を行う。

⑧誘引

誘引期間中は毎日見回りを行い、餌の状態を観察し、必要に応じて餌を交換又は追加すること

⑨わなの架設及び撤去

誘引状況を勘案し、捕獲マニュアルを参考にわなを架設すること。

架設期間中は、捕獲ガイドラインを参考に、設置を周知する看板を設置すること。

（図3参照）

捕獲業務の効果検証に資するため、現場代理人は、捕獲従事者が設置したわなの設置位置（座標または地図上）を記録すること。

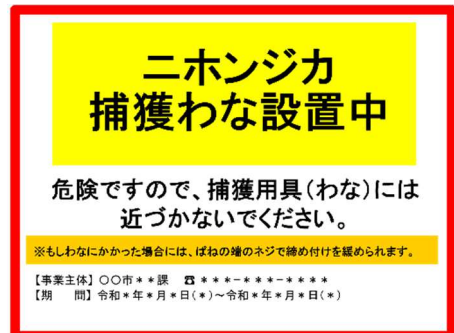


図3 看板例

⑩止め刺し

止め刺しについては、安全かつ動物福祉の意識をもって速やかに

行うことのできる手法により実施することとし、具体的な手法は甲及び丙と協議のうえ、決定する。必要に応じて電気止め刺し器等の止め刺し資材を購入できるものとする。

⑪捕獲個体の記録

捕獲個体については、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）における捕獲確認マニュアル（令和7年4月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長通知）及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施確認ガイドライン（広島県農林水産局農業生産課令和7年8月改定）の書類確認に準じて、記録の作成を行い、アプリにより報告するものとする。（捕獲記録のない個体の処分に係る経費は精算できない場合があることに留意し、統括責任者及び現場代理人は捕獲従事者が適切に記録してきるか確認し、記録するよう指導すること。）

なお、上記の確認に必要な資材を購入できるものとする。

⑫捕獲個体の処分

捕獲した個体は、原則として搬出の上、焼却（またはジビエ利用）処分することとし、甲、丙及び町と協議の上、決定する。なお、処分方法を変更する場合は、甲と協議の上、決定する。

⑬わなの再架設

乙は、空はじきや錯誤捕獲した場合、わなを再架設するものとする。わなが破損した場合、新しいものを設置すること。

⑭作業の記録

現場代理人は捕獲業務従事者に、上記⑦～⑬の活動実績を作業記録（様式第1号～3号）に整理させ、取りまとめたものを丙と共有すること。

（2）留意事項等

①成果目標

捕獲目標頭数は38頭に設定する。

なお、本業務の目的は、イノシシ及びシカによる農業被害の低減と、捕獲人材の育成である。その検証は、監理業務において行うが、農業被害の低減効果は、丙が捕獲前後に実施するセンサーカメラの撮影頭数の変化と、集落等への聞取りや現地調査において確認することを想定している。

乙は本業務の実施に当たってはこの目的、目標、効果検証を念頭において進めること。

②捕獲業務従事者への捕獲活動経費の支払い

乙は、次の作業項目を実施した際は、作業記録（様式第1号～3

号)により作業実態を確認し、捕獲業務従事者に対し、活動時間に応じて算出した活動経費を支出するものとする。

・見回り・誘引餌の設置、わなの架設・撤去、捕獲個体の処理等の作業に対する賃金。

・見回り・捕獲活動・捕獲個体の処理等に要した車両の燃料代。

※ 捕獲活動経費等の単価については、契約締結後、甲と乙で協議の上決定し、実際に捕獲従事者に支払われていることを書類で確認する。

※ 捕獲した個体について、ジビエ業者から売却益を得た場合、捕獲業務受注者の売り渡し行為は業務外に当たるため、これにかかる日当は支払いの対象外とする。

※ 捕獲個体を無償で処理加工施設へ搬入する場合、処理加工施設への搬入も日当払いの対象（歩掛上は施設処理のものを準用）とし、実績で精算することとする。

③保険への加入

乙は、次の要件に合致するよう保険に加入するものとする。

・わなの設置、見回り等、捕獲活動に起因する事故を補償対象とする賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

・また、甲が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となる内容であること。

※ 捕獲業務従事者が狩猟を行う目的で加入しているハンター保険等の保険は活用しないこととする。

※ 加入した保険の内容がわかる資料を提出すること。

④錯誤捕獲の対応

イノシシ及びシカ以外の鳥獣が捕獲された場合の(1)の⑩～⑫にかかる経費は対象外とする。

その捕獲個体の処理については、町の指示に従うこと。

ツキノワグマが捕獲された場合には、乙は安全確保措置（近辺の立入禁止看板の緊急設置等）を施すとともに、速やかに甲、監理者及びツキノワグマ捕獲許可権限を有する行政機関に報告の上でその指示に従い、法令に基づき適切な措置を行うこと。

⑤豚熱まん延防止対策の実施

捕獲業務の実施にあたっては、豚熱まん延防止対策の実施に留意すること。

⑥安全管理等

丙が作成する捕獲計画書に基づいて、必要な安全対策を実施すること。

捕獲業務の実施に先行して、甲は、町と連携して、地元関係者と調整を実施し、乙は、この調整結果に基づいて行動し、トラブルを回避する最大限の努力を払うこと。

⑦わなの撤去後は、跡地を整地し、原型に復旧させること。

⑧コストの考え方

本業務の作業コストの考え方は次のとおり。

(積算基準)

- ・ 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成31年4月16日付け30林国経第130号（最終改正：令和8年3月31日付け7林国経第77号））

(労務単価)

- ・ 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（国土交通省令和8年2月）の特殊作業員・普通作業員・土木一般世話役単価
- ・ 統括責任者及び現場代理人の日々の事務処理に係る経費は一般管理費に含めている。

(その他)

【エサ代】

ヘイキューブ 1か月7袋/ユニット（30kg/袋）

圧ペントウモロコシ 1か月2袋/ユニット（20kg/袋）

【わな代】

(くくりわな)

踏み上げ式 39基（幅120mm×高さ35mm×長さ220mm）

20基/箇所を設置、捕獲により1/2を交換する想定

(箱わな)

片扉タイプ 1基（幅900mm×高さ900mm×長さ2,000mm）

【くくりわな・箱わな設置】

設置難易度：中・難（1：1）で設定

【電気止め刺し機】

2本槍タイプ 1基（バッテリー付属）

【捕獲確認アプリ】

ラクログ プレミアムプラン（株式会社TMTグループ）

※ アプリの操作で生じる通信経費等は捕獲従事者の負担とする。

【燃料費】

単価157円/リットルで設定

	<p>【機械運転】</p> <p>林道等走行距離（片道）5km で設定</p> <p>※ 契約前に購入したものは対象外経費とする。</p>
4 報告書とりまとめ	上記1～3についてとりまとめを行い、報告書を作成する。